

四項第五号に掲げるものをいう。」に改め、同項第三号口中「投資顧問業者（有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律（昭和六十一年法律第七十四号）第二条第三項に規定する者）」を「金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者）」に、「同条第四項」を「同条第八項第十号ロ」に改め、同項第七号中「金融先物取引所」を「金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所」に改める。

（公益通報者保護法の一部改正）

第二百条 公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正）

第二百一条 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律（平成十六年法律第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「投資信託委託業者等」を「投資信託委託会社等」に改める。

第二条第一項中「投資信託委託業者」を「投資信託委託会社」に、「同条第十八項」を「同条第十一項」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第十号」に改め、同条第三項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第五条の見出し中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法第百九十四条の六（第二項を除く。）及び第百九十五条」に改め、同条の表第百九十四条の六第一項の項中「第百九十四条の六第一項」を「第百九十四条の七第一項」に改め、同表第百九十四条の六第三項の項中「第百九十四条の六第三項」を「第百九十四条の七第三項」に、「第五十九条第一項（第六十四条の十第三項）」を「第五十六条の二第一項（第六十五条の三第三項）」に、「第六十五条の二第十項、第六十六条の二十、第七十九条の十四」を「第六十条の十一、第六十三条第七項及び第八項、第六十六条の二十二、第七十五条、第七十九条の四」に、「第百三条の三」を「第百三条の四」に、「第百五十一条」を「第百五十三条の四」において準用する場合を含む。）に、「並びに第百五十六条の三十四」を、「第百五十六条の三十四並びに第百九十三条の二第五項」に改め、同表第百九十四条の六第五項及び第六項の項中「第百九十四条の六第五項及

び第六項」を「第百九十四条の七第五項及び第六項」に改め、同表第百九十四条の七の項中「第百九十四条の七」を「第百九十五条」に改める。

第六条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第七条の見出し中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条の表を次のように改める。

<p>第二条第八項</p>	<p>「協同組織金融機関」とい う。」</p>	<p>「協同組織金融機関」という。）、日 本郵政公社</p>
<p>第二条第十一項、第三十 三条、第三十三條の二、 第三十三條の五第二項、 第六十六條及び第二百一 條第二項各号</p>	<p>協同組織金融機関</p>	<p>協同組織金融機関、日本郵政公社</p>
<p>第三十六條、第三十八</p>	<p>使用人</p>	<p>使用人（日本郵政公社にあつては、職</p>

条、第三十九条第三項、

第四十四条、第四十四条

の二第二項、第四十四条

の三第二項、第五十六条

の四第二項、第六十四条

第一項及び第三項第三号

口、第六十六条、第九

十八条の三、第九十八

条の五、第二百一条並び

に第二百七条第一項

員

第八条中「第六十五条の二第一項」を「第三十三条の二」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九条第一項中「証券取引法第六十五条の二第一項」を「金融商品取引法第三十三条の二」に改める。

第十条中「投資信託委託業者、証券会社（証券取引法第二条第九項に規定する証券会社をいう）を「投資信託委託会社、金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る）」に、「第六十五条の二第三項」を「第二条第十一項」に改める。

（日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二百二条 この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集の取扱い等のための日本郵政公社の業務の特例等に関する法律第七条の規定により読み替えて適用する旧証券取引法第六十五条の二第一項の登録を受けている日本郵政公社については、平成十八年証券取引法改正法附則第五十四条から第六十九条までの規定を適用する。この場合において、平成十八年証券取引法改正法附則第五十四条第一項中「協同組織金融機関」とあるのは、「協同組織金融機関、日本郵政公社」とする。

（証券取引法の一部を改正する法律の一部改正）

第二百三条 証券取引法の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この法律による改正後の証券取引法（以下「新証券取引法」を「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号）第三条の規定による改正後の金融商品取引法（以下「新金融商品取引法」に、「を新証券取引法」を「を新金融商品取引法」に改め、同条第一号中「新証券取引法第二条第一項第七号」を「新金融商品取引法第二条第一項第十号」に改める。

附則第三条を次のように改める。

（親会社等状況報告書に関する経過措置）

第三条 新金融商品取引法第二十四条の七第五項（同条第六項において準用する場合を含む。）において準用する新金融商品取引法第二十四条第八項、第九項及び第十一項から第十三項までの規定は、施行日から平成二十一年三月三十一日までの範囲内において政令で定める日以後に提出される親会社等状況報告書から適用する。

（独立行政法人住宅金融支援機構法の一部改正）

第二百四条 独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七項中「証券業者」を「金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）

第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。次項において同じ。）を行う者」に改め、同条第八項中「証券業者」を「金融商品取引業を行う者」に改める。

（会社法の一部改正）

第二百五条 会社法（平成十七年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第十項第二号、第六百六十五条第一項、第二百一条第五項、第二百三条第四項、第二百四十二条第四項及び第二百四十二条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第二百九十八条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に改める。

第三百三十一条第一項第三号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第九百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは

第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八号」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める。

第四百四十条第四項、第四百四十四条第三項、第六百七十七条第四項及び第八百十九条第四項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

第九百四十三条第一号中「第九十二条第五項」の下に「金融商品取引法第五十条の二第十項」を加え、「第四十八条の二第二項」を「第二十五条第二項」に改め、「外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）第二十三条第六項」及び「金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第八十条第七項」を削る。

（会社法の一部改正に伴う経過措置）

第二百六条 前条の規定（第三百三十一条第一項第三号の改正規定（「第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号」を「第百九十七条、第百九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第百九十八条第八

号」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の会社法(以下この条において「新会社法」という。)第三百三十一条第一項第三号(新会社法第三百三十五条第一項、第四百二条第四項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正前の証券取引法第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項又は第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号の規定(平成十八年証券取引法改正法附則第二百八十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)に違反し、刑に処せられた者は、平成十八年証券取引法改正法第一条の規定による改正後の証券取引法第九十七条、第九十七条の二第一号から第十号まで若しくは第十三号又は第九十八条第八号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

2 前条の規定(第三百三十一条第一項第三号の改正規定(「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第二十一号若しくは第二十二号」を「第二十号若しくは第二十一号」に、「第十五号若しくは第十六号」を「第十九号若しくは第二十号」に改める部分に限る。)に限る。)による改正後の会社法(以下この条において「新々会社法」という。)第三百三十一条第一項第三号(新々会社法第三百三十五条第一項、第四

百二条第四項及び第四百七十八条第六項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、旧証券取引法第九十七条、第九十七條の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八條第八号、第九十九條、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の規定（平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。）に違反し、刑に処せられた者は、新金融商品取引法第九十七条、第九十七條の二第一号から第十号まで若しくは第十三号、第九十八條第八号、第九十九條、第二百条第一号から第十二号まで、第二十号若しくは第二十一号、第二百三条第三項又は第二百五条第一号から第六号まで、第十九号若しくは第二十号の規定に違反し、刑に処せられたものとみなす。

（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百七条 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「同号」を「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関

する法律（平成十八年法律第 号）第二百五条の規定による改正前の会社法（第五十八条第二項、第九十四条第二項並びに第二百十一条第三項及び第六項において「旧会社法」という。）第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第五十八条第二項及び第九十四条第二項中「同号」を「旧会社法第三百三十一条第一項第三号」に改める。

第八十一条第六項及び第七項中「新証券取引法第九十八条第四項（新証券取引法第百六条）を「金融商品取引法第九十八条第四項（同法第百五条の二）」に改め、同条第十項中「新証券取引法第百一条の十二第二項第一号」を「金融商品取引法第百一条の十八第二項第一号」に、「新証券取引法第百一条の十一」を「金融商品取引法第百一条の十七」に改める。

第八十七条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「同号」を「証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第 号。以下「平成十八年証券取引法改正法」という。）第十一条の規定による改正前の新協同組合金融事業法第五条の四第四号」に改める。

第九十二条第十一项中「新投信法第六十六条第四項」を「平成十八年証券取引法改正法第五条の規定

による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下この条において「新投資信託法」という。）第六十六条第四項」に、「（新投信法）を」（新投資信託法）に改め、同条第十二項中「新投信法第六十六条第四項、第九十八条第二号」を「新投資信託法第六十六条第四項、第九十八条第五号」に、「新投信法第一百五十一条第六項」を「新投資信託法第一百五十一条第六項」に、「新投信法第九条第二項第六号二」を「新投資信託法第九十八条第五号」に改める。

第九十四条第四項中「。以下この項において同じ」を削り、「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第十三条の規定による改正前の新信用金庫法第三十四条第四号」に改める。

第九十八条第三項中「。以下この項において同じ」を削り、「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第十五条の規定による改正前の新労働金庫法第三十四条第四号」に改める。

第二百十一条第三項中「新金融先物取引法第三十条第三項（新金融先物取引法第三十四条の二十六）を「金融商品取引法第九十八条第四項（同法第一百五十五条の二）」に、「会社法」を「旧会社法」に改め、同条第六項中「新金融先物取引法第三十四条の十五第二項第一号」を「金融商品取引法第一百一条の十八第二項第一号」に、「第三十四条の二十四第二項第一号」を「第四百一条第二項第一号」に、「犯した会社法」

を「犯した旧会社法」に、「新金融先物取引法第三十四条の十四及び第三十四条の二十三」を「金融商品取引法第一百一条の十七及び第四百十条」に改める。

第二百十六条第十四項中「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第十八条の規定による改正前の新保険業法第五十三条の二第一項第三号」に改める。

第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「外国証券業者に関する法律」及び「抵当証券業の規制等に関する法律」を削り、同条第四十八項中「第二百九条」を「第二百九条第二項」に改める。

第二百五十条第五項中「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第八条の規定による改正前の新農業協同組合法第三十条の四第二項第二号」に改める。

第二百五十四条第五項中「含む。以下この項において同じ」を「含む」に、「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第九条の規定による改正前の新水産業協同組合法第三十四条の四第二項第二号」に改める。

第三百八十九条第四項中「同号」を「平成十八年証券取引法改正法第十九条の規定による改正前の新農

林中央金庫法第二十四条の四第四号」に改める。

(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百八条 前条の規定による改正後の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下この条において「新会社法整備法」という。)第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)の規定の適用については、旧証券取引法の規定(平成十八年証券取引法改正法附則第二百十八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧証券取引法の規定を含む。)若しくは旧外国証券業者法若しくは旧抵当証券業規制法(第五十七条第二項及び第五十八条の規定によりなお効力を有することとされる場合における旧抵当証券業規制法を含む。)の規定(第二百十七条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこれらの規定を含む。)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者については、新会社法整備法第二百三十三条第四十項第一号ロ(5)に該当する者とみなす。

(郵政民営化法の一部改正)

第二百九条 郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条の前の見出し中「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に改め、同条第一項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に、「第六十六条の三第一項第四号」を「第六十六条の二第一項第四号」に、「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「次に掲げる行為」の下に「（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）」を加える。

第八十六条第一項中「第九十九条第五項」を「第一百条第二項」に、「証券取引法第六十六条の二三」を「金融商品取引法第六十六条の二五」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十六条の二三」を「第六十六条の二五」に、「外務員の職務」を「行為」に、「第九十九条第五項」を「第一百条第二項」に改める。

第九十九条の見出しを「（金融商品取引業務の登録に関する特例）」に改め、同条第一項中「証券取引

法第六十五条の二第一項」を「金融商品取引法第三十三条の二」に改め、同条第二項から第六項までを削る。

第一百十条第一項第二号口中「第九十九条第五項に規定する」を削り、同項第三号中「第十二号」を削り、同項第四号中「証券取引法第六十五条第二項各号」を「金融商品取引法第三十三条第二項各号」に改め、同号イ中「証券取引法第六十五条第一項ただし書」を「金融商品取引法第三十三条第一項ただし書」に改め、「業務」の下に「及び同条第二項に規定する書面取次ぎ行為を行う業務」を加え、同号口中「第九十九条第五項に規定する」を削り、「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同項第五号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項第四号八」を「第一項第四号八」に、「証券取引法第二条第一項第七号」を「金融商品取引法第二条第一項第十号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第二号口及び第四号口の「国債証券等」とは、金融商品取引法第二条第一項第一号及び第二号に掲げる有価証券並びに同項第三号及び第五号に掲げる有価証券（政府が元本の償還及び利息の支払につ

いて保証しているものに限る。)をいう。

(独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部改正)

第二百十条 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法(平成十七年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項第二号中「証券業」を「金融商品取引業」に、「営む」を「行う」に改める。

第二十九条第三号イ中「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「リにおいて」を「リ及び第七号において」に改め、同号リ中「証券取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第七号中「金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第二条第六項に規定する金融先物取引所」を「金融商品取引所」に改め、同条第十号口中「投資顧問業者(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)第二条第三項に規定する者)」を「金融商品取引業者(金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者)」に、「同条第四項」を「同条第八項第十二号ロ」に、「同項」を「同号ロ」に改める。

(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二百十一条 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

第八十四条のうち勤労者財産形成促進法第六条第一項第一号の改正規定中「証券会社」を「金融商品取引業者」に改める。

第一百七十七条のうち、社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改め、同法第四十四条第一項の改正規定中「第十三号」を「第十二号」に、「第十四号」を「第十三号」に、「第十五号」を「第十四号」に改め、同法第六十二条第一項及び第三百三十五条第二項の改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「第四十四条第一項第十四号」を「第四十四条第一項第十三号」に改める。

第三百三十条のうち株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律第一条のうち社債等の振替に関する法律第十一条第二項の改正規定を改める改正規定中「第四十四条第一項第十五号」を「第四十四条第一項第十四号」に、「第四十四条第一項第十四号」を「第四

十四条第一項第十三号」に改める。

附則第六十八条第一項中「所属証券会社等」を「所属金融商品取引業者等」に、「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十六条の三第一項第四号」を「第六十六条の二第一項第四号」に、「証券仲介業」を「金融商品仲介業」に、「証券取引法第六十六条の二」を「金融商品取引法第六十六条」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、「次に掲げる行為」の下に「（同項に規定する投資運用業を行う者が行う第四号に掲げる行為を除く。）」を加える。

附則第六十九条第一項中「第九十九条第五項」を「第一百条第二項」に、「証券取引法第六十六条の二十三」を「金融商品取引法第六十六条の二十五」に改め、同条第二項中「証券取引法」を「金融商品取引法」に、「第六十六条の二十三」を「第六十六条の二十五」に、「外務員の職務」を「行為」に、「第十九条第五項」を「第一百条第二項」に改める。

附則第七十四条第一項第五号を次のように改める。

五 金融商品仲介業

（信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第二百十二条 信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「前条の規定による改正後の証券取引法」を「金融商品取引法」に改める。

（金融庁設置法の一部改正）

第二百十三条 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「次号イからケまで」を「次号イからラまで」に改め、同条第三号又からラまでを次のように改める。

又 金融商品取引業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項に規定する金融商品取引業をいう。）を行う者

ル 金融商品債務引受業を行う者

ヲ 証券金融会社

ワ 投資法人

カ 金融商品市場を開設する者